

視障協だより

第255号

平成30年1月発行

社会福祉法人 長野県視覚障害者福祉協会

事務局

〒390-0802

長野県松本市旭2-11-39

電話

0263-32-5632

FAX

0263-32-7854

理事長より	1
事務局より	1
音訊事業部より	6
事業推進委員会だより		
委員長より	9
文化厚生部より	11
啓発広報部より	12
情報機器研究部より	12
女性部より	12

年頭のご挨拶

理事長 中山吉泰

新年明けましておめでとうございます。

昨年は協会の運営にご協力賜りまして心よりお礼申し上げます。

今年は、障害者差別解消法が施行されてから、3年目となります。障害を理由とする差別の解消や合理的配慮は、徐々にではありますが人々の間に知られつつあります。それを更に推し進めるためには、私達が積極的に社会に出、声を出していく必要があります。

昨年は改正社会福祉法が施行され、協会の形が大きく変わりました。執行機関である理事会を含めその何れにも一定数外部の人を加えなければならなくなりました。これは、法人の運営の透明性をはかるためです。

私達会員は事業推進委員会を通して行事を計画し、運営していくことができます。又、その事業推進委員会の委員長・副委員長は、法人の理事となることができます。

私達は長野県視覚障害者福祉協会の会員として、これまで同様視覚障害者の福祉の向上を目指して、しっかり活動してまいりましょう。

この1年も又、皆様の変わらぬご協力をお願いいたします。

事務局より

書き損じのはがきについて

県視障協では、協会の運営に役立てるために長野県内の保育園、幼稚園、小・中・高等学校、一般企業に呼びかけ、書き損じのはがき回収にご協力いただいております。会員の皆さんも、皆様のご家庭に年賀状などで書き損じたはがきがございましたら、協会事務局までお届けください。お願いいたします。

「あん摩師等法19条訴訟に関わる署名、葉書陳情、

カンパについての御礼と報告」

日本盲人会連合より、「あん摩師等法19条訴訟に関わる署名、葉書陳情、カンパについての御礼と報告」「10月2日に大阪地裁で行われた平成医療学園の裁判(第6回口頭弁論)についての報告」が届きましたので、ご協力をいただきました皆様にお知らせ致します。

以下、貼付

日盲連加盟団体様

日盲連加盟団体の皆様にご協力をいただいております、あん摩師等法19条訴訟を巡る運動に関するご連絡です。

これまでの運動に関する報告、並びにご支援を頂きました署名、葉書陳情、カンパについてのお礼として、中間報告を取りまとめました。

ご確認方、よろしくお願いたします。

1. お礼と報告

日本盲人会連合会長 竹下義樹

1. すでにご存じのとおり、平成医療学園グループが提起したあはき法19条をめぐる訴訟は、仙台、東京及び大阪の各地方裁判所で審理が続けられています。現在のところ、原告(平成医療学園)と被告(国)がそれぞれの主張を展開し、あるいは各々の主張を掘り下げる書面が繰り返し提出されています。

(1)原告は、主に憲法22条の職業選択の自由と憲法31条の適正手続きの保障を問題にし、原告のあま師養成課程の認定申請を却下したことが憲法違反であると主張しています。具体的には、原告の学校経営としての営業の自由と晴眼者のあま師になりたいという職業選択の自由が侵害されていると主張しています。また、あはき法19条1項が「当分の間は」と規定していることから、既に50年が経過しており、しかも視覚障害者の職業はあはき以外にも広がっているなどと主張し、もはやあはき法19条1項による制限は不当であるとも主張しています。

(2)これに対し、国は、原告の営業の自由は公共の福祉に照らして合理的な理由がある場合は制限されると主張し、本件における厚生労働大臣の決定は合憲かつ適法であると主張しています。すなわち、現時点でも視覚障害あま師の収入の実態や晴眼あま師が増加しあま師全体に占める視覚障害あま師の比率が20%以下になっていることなどを指摘して、あはき法19条1項に基づく制限は現時点でも適法であるとし、厚生労働大臣の不認定決定は適法であると主張しています。

また、被告は、原告が晴眼者の職業選択の自由を問題としている点に対しては、原告は晴眼者の職業選択を論ずる立場にはないと反論しています。

(3)原告は、憲法31条の手続き的保障を問題にしていることから、原告の晴眼者のためのあま師養成課程の認定申請が却下された経過を明らかにせよと迫っています。そして、過去の医道審議会あはき柔整分科会の審議内容の開示を求めています。これに対し、国は、審議の結果だけを開示し、審議過程や審議内容は非開示(黒塗り)としています。

2. ここで、新たな動きとして、重大な内容を報告しておかなければ

ばなりません。それは、平成医療学園に引き続き、沖縄県の専門学校からも晴眼者のためのあま師養成課程の認定申請が厚生労働省に提出されたということです。この申請については、現在医道審議会あはき柔整分科会で審議され、近い将来には結論が出され、認定申請は却下されるものと信じています。そうすると、たぶん今度は沖縄地裁でも裁判が早晚提起されることになるはずです。その場合は、沖縄県でも取り組みが始まることとなります。

噂では、北海道(札幌市)の専門学校でも同様の動きがあるやに聞いています。まさに、日本列島のすべての地域で私たちの戦いが始まることとなります。

3. ところで、日盲連は視覚障害者団体及びあはき業界の関係団体合計16団体(オブザーバー参加を含む)の方々にお集まりいただき、「あん摩師等法19条連絡会」を結成し、今日まで国を支援し、平成医療学園の訴えを棄却させるための運動を展開してきました。具体的には、裁判(弁論期日)の傍聴、裁判所に提出するための署名集め、裁判所(裁判官)に対する要請はがきの送付、そして運動を支えるためのカンパ活動を皆様の協力を得て行ってきました。8月末を第1次の区切りとして皆様から寄せられた裁判所に対する署名を裁判所に提出することにしました。

そこで、皆様の協力によって集められた署名、はがき及びカンパの結果を以下のとおり報告し、これまでのご協力にお礼申し上げます。決してこれで終わりではありません。裁判で国が勝利するまで引き続き皆様のご協力をお願いします。長い戦いとなりますが、これからも傍聴、署名、はがき、カンパなどのご協力を引き続きよろしくをお願いします。

- (1)寄せられた署名筆数(8月末現在)

東京 11,745名(内点字99)

大阪 13,947名(内点字97)

仙台 14,264名(内点字98)

- (2)日盲連が加盟団体からの要請により各団体に送付したはがきの枚数(9月25日現在) 29,079枚

- (3)日盲連に寄せられたカンパの額(9月25日現在) 1,411,847円

2. あはき法19条大阪地裁第6回口頭弁論報告

平成医療学園専門学校並びに宝塚医療大学が国に対して、あはき法19条によるあんま・マッサージ・指圧師養成施設設置の非認定処分を取り消すことを求める訴訟について10月2日15時大阪地裁202号法廷にて第6回口頭弁論が行われた。

法廷傍聴には、日本盲人会連合小川幹雄副会長並びに全日本鍼灸マッサージ師会伊藤久夫会長をはじめ、日盲連中国近畿東海の各ブロック、全日本視覚障害者協議会、日本理療科教員連盟、日本あんまマッ

サージ指圧師会などの視覚障害当事者・支援者約110名がつめかけた。
(傍聴席は91名分)

閉廷後、参加団体の関係者約50名が堂島ビルディング1階会議室に集まり裁判の内容確認と意見交換を行った。

最初に、小川副会長の挨拶と今回初めて参加いただいた全日本鍼灸マッサージ師会会長伊藤久夫様から19条の堅持に向けてみなさんと歩調を合わせて活動を行うという力強いご挨拶をいただいた。続いて、岡田康平弁護士から今回被告から提出された証拠書類の乙58号から乙78号までは、昭和37年3月から38年12月にかけて開催されたあはき中央審議会の審議内容であること。また、乙79号から84号までは、晴眼者を対象とするあはき師養成施設一覧等が記載されたものであることが説明された。

また、原告からは今回被告から提出された証拠書類の議事録や審議内容については、マスキング(黒塗り)された部分が多く団体名や個人名以外は、マスキングをとることができないかとの主張がなされた。さらに、岡田弁護士からこれまでの弁論において法律的な主張に関してはほとんど出尽くしているのので今後は、統計資料の正確さ、あんま・マッサージ・指圧師の詳細な事実について、医道審議会やあはき中央審議会の議事録の内容などが争われることが説明された。続いて、小川副会長から中央連絡会の取り組み状況について次のような報告があった。1. 裁判の傍聴については、3地裁とも法廷を満席にしていること。2. 裁判官に対するハガキ陳情は、9,700セットが配布されたこと。3. 8月末までにたくさんの署名が集まり3地裁に向けて発送したこと。4. 募金については、目標額の2分の1が集まっていること。5. 一般の方にこの裁判をわかりやすく理解していただくためにリーフレットを作成していること。

全日本視覚障害者協議会や日本理療科教員連盟や日本あんまマッサージ指圧師会でも継続して同様の取り組みを行っていることが報告された。

最後に、辰己近畿19条問題対策協議会代表から大阪地方裁判所にあんま師等法19条連絡会より、16,332筆(内点字298)の署名を提出したことを報告して、閉会した。

次回の第7回口頭弁論は、平成30年1月19日(金)午後3時、第8回平成30年3月23日(金)午後3時からいずれも大阪地裁202号法廷にて行われる。

以上。

12月4日に行われた仙台地裁の第6回、
12月6日に行われた東京地裁の第7回に関する情報

あはき19条違憲訴訟 仙台地裁第6回口頭弁論

平成医療学園グループの学校法人福寿会福島医療専門学校があん摩師の養成校を国に申請した事に対し、国はあん摩師等法19条を理由に申請を却下した。これを不服として学園側が、処分取り消しを求め訴訟を提起した裁判も第6回を迎え、12月4日、仙台地裁にて行われた。傍聴者77名。

原告(学園)側は、これまでは平成医療学園の経営権とも言うべき営業の自由を強く主張していたが、今回は、晴眼者のための職業選択の自由が制限されていることを問題とした。

被告(国)側は、晴眼者の職業選択の自由は侵害されていないとし、全国14箇所の晴眼者の為のあん摩師養成課程の資料を提出した。

次回第7回口頭弁論は、来年4月19日(木)15時からに決まり、被告側の主張に対し、原告側が反論することになっている。

また、閉廷後、仙台市戦災復興記念館4階の第1会議室に会場を移し、集会が行われた。参加者50名。現状報告として、竹下義樹弁護士(日本盲人会連合会長)より、第6回口頭弁論の争点についての解説と、次回以降の流れや見通しが語られた。

今後も視障協会員や業界会員、支援学校同窓会会員、他の方々に対し、引き続き傍聴と集会への参加を強く求めている。

東京地裁第7回口頭弁論報告会を開催

12月6日、日本盲人福祉センター会議室において、あはき19条関東ブロック協議会(鈴木孝幸協議会会長)の東京地裁第7回口頭弁論報告会が開催された。関係者80名以上が参集、活発な報告会となった。

挨拶では、鈴木協議会会長(関東ブロック長)より民事第3部に署名を提出した報告がなされ、今回の署名提出では、全日本視覚障害者協議会4,317筆、日本理療科教員連盟5,881筆(いずれも点字署名を含む)であった。

また、口頭弁論では98席の傍聴券を求めて156名が集った。今回の報告会は次回第8回の口頭弁論後に衆議院議員会館で予定されている院内集会のプレイベントとして開催されたもので口頭弁論解説では大胡田誠弁護士が今回の内容について述べると共に、質疑に答える形式で実施された。

次いで、院内集会での「発言要項」を次のとおり発表した。

日本あん摩マッサージ指圧師会から「無免許マッサージの実態・柔道整復師による業務外のマッサージ行為と保険請求に関して」、全視協からは「非事務職に対する職場介助者制度の支給額の拡大と視覚障害者が

求める職場介助業務の拡大に関して」、理教連からは「あはき免許取得後の視覚障害者の研修に対する公的保障制度(法)の必要性に関して」、日本盲人会連合関東ブロック協議会からは「自営業者に対する支援制度(法)の制定の必要性に関して」「ヘルスキーパーが抱える問題に関して」の発表が行われた。

音 訳 事 業 部 よ り

1. ごあいさつ

平成の年号が30年となりました。皆さまはこれからの1年、どんな抱負を持ちましたでしょうか。穏やかな幸せな1年になりますように願うところです。

今回の“ちょっと一息”コーナーは、白馬村の広報誌を音訳している「音訳ボランティア・声のポケット」からです。

2. 音訳事業部図書貸出しランキングベスト

(対象期間：29年9月～12月)

デイジー図書ベスト

順位	タイトル	著訳者名
1	御宿かわせみシリーズ 内容 時は1800年代初め。森口慶次郎は、一人娘の三千代を祝言の直前に、不幸な事件で失い、娘婿となるはずだった晃之助を養子に迎える。それから3年後、晃之助に家督を譲り、嫁に皐月を迎えて、隠居する。慶次郎は、新婚夫婦とは同居せずに、根岸の里で、商家の別荘の寮番(管理人)になる。男に乱暴され、自害した最愛の娘を弔い、心に背負った傷を癒すための、慶次郎の第2の人生が始まり…。シリーズ化されている。	北原亜以子
2	九十歳。何がめでたい 内容 人間は「のんびりしよう」なんて考えてはダメだということが、90歳を過ぎてよくわかりました。御年92歳、もはや満身創痍の佐藤愛子が、ヘトヘトでしぼり出した怒りの書。『女性セブン』連載を書籍化。2017年、年間ベストセラーでも総合1位となっている。	佐藤愛子
3	木曾義仲 内容 義仲の目的は、新天子を立て法皇独裁の院政を廃止して新しい国造りを行うことにあった。芭蕉、白石、芥川らに続いて見直す、真の義仲像とは・・・。	松本利昭

4	なきむし姫 内容 2児の母なのに、なきむしで頼りないアヤ。夫の単身赴任をきっかけに、子育てに一人で立ち向かうことに…。子供と一緒に育つママの奮闘を描くホームコメディ。	重松清
5	ささらさや 内容 夫を突然の事故で失ったサヤは残された赤ちゃんのユウ坊と「佐々良」という街へ移住。不思議な事件が起こる度に亡夫が他人の姿を借りて現れる。だが、亡夫の家族がユウ坊を引き取りたいと圧力をかけてくる。そしてユウ坊が…。	加納朋子
6	黒部の太陽 内容 1964年の小説、ならびにこれを原作とする1968年公開の日本映画。当時、世紀の難工事と言われた黒部ダム建設の苦闘、特にトンネル工事を描いている。	木本正次
7	竹人形殺人事件 内容 父親の過去にまつわるという越前竹人形をダシに圧力をかけられる浅見陽一郎刑事局長。事の真相を探るべく秋の北陸路をたどる弟光彦にも殺人の容疑が…。	内田康夫
8	鬼平犯科帳 内容 第11回吉川英治文学賞受賞。記念すべき「鬼平犯科帳」の第1巻。時代は、田沼時代が過ぎ去り、松平定信が老中の時代。火付盗賊改メ方長官長谷川平蔵の登場。全24巻シリーズ。	池波正太郎

CD図書ベスト

順位	タイトル	著訳者名
1	壺霊 内容 ベストセラー作家、内田康夫原作をドラマ化した旅情ミステリー『浅見光彦シリーズ』の34作目となるのは、2007年から2008年に京都新聞で連載され、今回初のテレビドラマ化となる「壺霊」。	内田康夫
2	鹿の王 内容 強大な帝国から故郷を守るため、死兵となった戦士団<独角>。その頭であったヴァンは、岩塩鉱に囚われていた。ある夜、犬たちが岩塩鉱を襲い、謎の病が発生する。その隙に逃げ出したヴァンは幼い少女を拾うが!?	上橋菜穂子
3	海賊と呼ばれた男 内容 敗戦の夏、国岡鐵造は借金以外なにもかも失っていた。20世紀の産業を興し、戦争の火種となった巨大エネルギー・石油。その石油を武器に変えて世界と闘った男とはいったい何者か。実在の人物をモデルにした歴史経済小説。	百田尚樹
4	親しき仲にも殺意あり	赤川次郎

	内容 女の子の愛と友情をほろ苦く描くミステリー
5	夜行観覧車 湊かなえ 内容 父親が被害者で、母親が加害者。高級住宅地に住むエリート一家で起きたセンセーショナルな事件。遺されたこどもたちは、どのように生きていくのか。「告白」の著者が描く家族小説。『小説推理』連載に加筆・訂正し単行本化。

録音図書貸出をご希望される方は、音訳事業部(☎026-227-5207)までご連絡ください。

3. “ちょっと一息”

～ 白馬村音訳ボランティア「声のポケット」より ～

白馬村の広報誌を音訳しているグループです。

4年前から活動している新しい会で、現在5名の方に利用して頂いておりますが、「音量が小さい」とか「雑音が多い」、「語尾が聞き取れない」など、色々と批評を頂きながら、実働8人のメンバーでやり繰りしています。

今年初めて、白馬村公民館発行の『戦争体験を語り継ぐ・子供たちに伝えたい』の録音図書を製作しました。視覚障害の方以外にも活用して頂ければ良いなと思っています。

昨年、初めて一部の利用者さんと交流会を行ったのですが、私達の勉強不足で、お互いに嫌な想いをさせてしまい、音訳以外で交流するのはやめたほうがいいのか……と、思い悩む事もありました。しかし、白馬村という狭い地域のことだし、枠を乗り越えて、もっと親しくなることで、言い合える関係を作ったほうが良い……と、思えるようになりました。今春には交流会を開こうと計画しています。



事業推進委員会だより

委員長より

委員長 秋山 實弘

明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願い致します。

事業推進委員会の開催計画を立てましたが、委員の都合と諸事情により開催する事ができず申し訳ございません。各部の事業については、それぞれ進めていただいております。早急に委員会を開催すべく模索しているところです。宜しくお願いします。

なお、社会福祉法人制度を大きく改革する法案が平成27年4月3日国会に提出され、平成28年3月31日に公布、平成29年4月1日より施行されました。この法人制度改革に基づく改正運用をしてきたところです。

下記改正内容について、ご理解とご協力をお願い致します。

この法人制度改革については、更に皆さんで学び、知識を得ていただきたいと思えます。

社会福祉法の主な改正内容(制度改革)

1. 経営組織の在り方の見直し(ガバナンスの強化)
改正法では、評議員会を議決機関として位置づけ必置化し、重要事項の決議をさせることによって、理事会への牽制機能を持たせ、また理事や監事の権限や責任の明確化を図っています。
2. 事業運営の透明性の向上
改正法では、情報公開の対象範囲の拡大とルール明確化がはかられています。これまで公開していた事業報告や決算書類のほか定款や現況報告が加えられました。
 - ア. 定款の備え置き及び閲覧
 - イ. 会計基準の統一、会計書類の保存、備え置き及び閲覧
 - ウ. 公表
3. 適正かつ公正な支出管理(財務規律の強化)
 - ア. 役員報酬支給基準の作成
 - イ. 役員等への特別な利益供与の禁止
 - ウ. 社会福祉充実残高の明確化

- エ. 社会福祉充実計画、承認など
- 4. 地域における公益的な取組を実施する債務
- 5. 内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下
- 6. 行政の関与の在り方
 - ア. 指導監督機能の強化

福祉人材の確保の促進

- 1. 介護人材確保に向けた取組の拡大
- 2. 福祉人材センターの機能強化
- 3. 介護福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

内部管理体制の整備

基本方針

- 1. 経営に関する管理体制
 - 理事会運営規程、評議員会運営規程、監事監査規程の整備
- 2. リスク管理に関する体制
- 3. コンプライアンスに関する管理体制
- 4. 監査環境の整備(監事の監査業務の適正性を確保するための体制)
- 5. その他協会の諸規定の整備

北信越ブロック大会報告

中山吉泰

平成29年度日本盲人会連合北信越ブロック大会は、去る11月25・26日の両日、富山県の神通峡春日温泉ユートリア越中で、北信越5県から、会員など170名以上が参加して開催されました。長野県からは、10名が参加しました。

大会初日は、13時から開会式が行われ、14時30分から17時まで代表者会議・青年部協議会・女性部協議会・スポーツ協議会が、それぞれ関係者が出席して開かれました。

各県の正副会長や正副理事長、それに事務局長などが出席して開かれた代表者会議では、日盲連の理事会やあはき協議会報告があった後、来年度の全国盲人代表者会議に北信越ブロックから提出する議題について話し合いました。

提出する議題は2題で、以下の通りです。

- 1. 全国の市区町村における意思疎通支援事業に、視覚障害者を対象

とする代読・代筆事業が早急に加えられるよう要望する

〔理由〕現在の意思疎通支援事業には、視覚障害者を対象とする代筆・代読事業の明確な規定が記載されていないため

2. 同行援護事業でのヘルパーによる自家用車使用を認め、移動に要する時間を利用料として算定に加えるよう要望する

〔理由〕北信越は公共交通機関の利用が不便な地域が多い。視覚障害者が同行援護サービスを利用する際も、ヘルパーが運転する車での移動が切に望まれる状況にある。又事業所が参入しやすい環境が整うことにより、視覚障害者の社会参加促進が大いに期待される

大会2日目は、9時10分から10時20分まで「中央情勢について」と題して日盲連会長竹下義樹氏による講演がありました。

この講演では、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師法19条を巡る裁判について話されました。

現在、大阪・東京・仙台の地方裁判所に平成医療学園グループが、あん摩法19条の規定は憲法が保障する職業選択の自由に違反しているとして、国を相手として裁判を起こしています。

これに対して全国の視覚障害者団体などは、その規定が設けられた昭和39年から視覚障害のあるあん摩マッサージ指圧師の状況はよくなっておらず、むしろ悪化しているとして裁判で国が勝訴するよう運動を展開しています。

運動の柱は3つあります。裁判には大挙して膨張すること。2つ目は担当裁判官に現状を訴えるハガキを出すこと。そして3つ目は署名運動です。これは社会の人々に私達の運動を理解していただき、協力してもらうためです。日盲連などは、これらの活動に必要な資金を得るため、全国の仲間に寄付をお願いしています。

講演では又、視覚障害者の鉄道ホームからの転落事故死が続いていることに触れ、ホームドアの設置や声かけも大事だが、視覚障害者自身の歩行能力の向上も大事だと強調しました。

講演会の後、全体会があり、前日に行われた代表者会議・青年部協議会・女性部協議会の報告があり、閉会式に移り、大会の全日程が終了しました。

文化厚生部より

部長 大滝修二

明けましておめでとうございます。今年もよろしく申し上げます。

啓発広報部より

部長 藤森吉明

新年明けましておめでとうございます。

新しい年を迎え、皆様どのようにお過ごしですか。政府は景気がよくなっていると宣言していますが、我々にはあまり実感がありませんね。

平成30年は庶民が、幸せを実感できる年になりますように願っています。

引き続き、啓発広報部へのご協力をお願いします。

情報機器研究部より

部長 前野弘美

新年、おめでとうございます。

皆様にとって本年が良き年でありますよう、お祈り申し上げます。

情報機器研究部では、皆さんの生活が便利になったり、知識が増えるような情報の提供をしたいと考えています。皆さんが是非聞きたい講習会の内容についてお知らせください。有意義な内容で、多くの方が興味を持って参加できる講習会にしたいと思います。

本年も情報機器研究部をよろしくお願い申し上げます。

女性部より

部長 根本房枝

新年のお喜びを申し上げます。本年も女性部活動に対してご支援・ご協力の程をよろしくお願い申し上げます。

1. 秋の研修会の報告

この研修会につきましては、日にち・内容・場所等々の変更があり、皆様には大変ご迷惑をおかけしてしまいましたこと、この紙面をもってお詫び申し上げます。

さて、去る10月15日、ふれっ手の2階をお借りして開催いたしましたこの研修会では、座長に住吉冬子さんと武藤文子さんをお願いして、テーマである「家事の工夫とコツ」について意見交換を行いました。

全国大会の時のテープを聴きながらも、参加して下さった皆さんお

一人お一人の活発なお声が聞けたことは、大変有意義であったと思います。

2. 北信越ブロック研修会の報告

(1) 提出議題について

各県から提出されました議題の内容は次の3点です。

- あ. 福祉サービスに関するもの 2
- い. テレビ放送に関するもの 2
- う. 外出時におけるトイレの問題 1

審議の結果、「介護保険法の中で、居宅介護サービスを受けるための認定項目に視覚障害者のニーズに合った内容のものを入れていただきたい。」又、「事業所の格差を無くしていただきたい。」

この議題を3月に行われます全国委員会に提出することとなりました。

又、内容が似通ってはおりますが、「視覚障害者が年齢に関わらず適切に居宅介護サービス(代筆・代読)が受けられるよう、制度の見直しをよろしくお願いします。」

この議題を第64回女性協の全国大会に提出することになりました。

(2) 全国大会研修テーマについて

北信越ブロックからは、「差別を受けたことがありますか? 感じたことがありますか?」

このテーマを3月の全国委員会に提出する予定です。

3. 女性部支部長会について

日時：3月4日(日)

場所：県視覚障害者福祉センター

2月20日頃出欠確認を取りまとめたいと思います。各支部長さんはご準備の程を、よろしく願いいたします。

